

【小・中・義務教育学校】

臨時的任用職員及び会計年度任用職員(非常勤講師・非常勤職員)任用予定の皆様へ

◆提出書類・期限等の確認をし、準備してください。提出先は学校です。

| 任用形態 | 講師等の種類 | 辞令交付式 日時・会場 | 提出書類・期限等 | | | | | | | |
|----------------------|--|---|----------------------|--|----------------------|--------------------------|--------------------------------------|----------------------|--|----------------------------|
| | | | 任用関係 | | 給料関係 | | | 公立学校共済組合関係 | 社会保険関係 | 雇用保険関係 |
| | | | 履歴書 | ※1 教員免許状の写し (各種証明書を含む) | 給与口座振込 申請書類 | 通勤届 | 扶養控除等 申告書 | 資格取得届等 | 被扶養者(異動)届 | ※2 雇用保険被保険者番号 の分かるもの |
| 臨時的任用職員 | ①定数内講師 ②定数内養護助教諭 (①・②は 育休定内含む) ③定数内事務職員 ④定数内学校栄養職員 ⑤講師(代員等) ⑥養護助教諭(代員) ⑦事務職員(代員) ⑧学校栄養職員(代員) | 臨時的任用職員及び会計年度任用職員 (非常勤講師・非常勤職員)の辞令交付式 は、実施いたしません。 | 要提出 学校の指示 を受ける | 本県で初めて任用される方又は、任用連絡 の際に別途指示がある方は要提出 ※3 | 発令後 学校の指示を受 ける | 該当の場合は、 学校の指示を受 ける | 要提出 学校の指示を受 ける | 要提出 学校の指示を受 ける | 過去に雇用保険加入歴がある 方で、新たに任用される場 合は資格取得手続きの際に 必要(任用開始月以降、5か 月を経過するまで、雇用保 険に加入する)。 該当の場合は、学校の指示 を受ける | |
| 会計年度任用職員 (非常勤講師等) | ①特別支援学級支援 ②小規模小学校サポート ③学校サポート ④のぞみ・いずみ分校 ⑤育児短時間勤務後補充(行政職) ⑥妊娠中教員体育実技補助 ⑦小規模中学校美術 ⑧教科補充 ⑨中学校免許外教科担任解消 ⑩妊娠中養護教諭業務補助 ⑪校内サポート教室 ⑫エリアサポート ⑬副校長・教頭サポート | 辞令は各校で、校長から交付されます。 | 要提出 学校の指示 を受ける | 本県で初めて任用される方又は、任用連絡 の際に別途指示がある方は要提出 ※3 | 発令後 学校の指示を受 ける | 該当の場合は、 学校の指示を受 ける | 該当の場合は、 学校の指示を受 ける ※4 ※5 | 該当の場合は、学校 の指示を受ける | 過去に雇用保険加入歴がある 方は、資格取得手続きの 際に必要。 該当の場合は、学校の指示 を受ける | |

【任用先での提出書類について】

※1 鳥取県で初めて任用される方など任用連絡の際に別途指示がある方は提出してください。
(別途指示がある方の具体例)
(ア)鳥取県東部地区で小学校講師をしていたが、中部地区で小学校講師をすることとなった。
(イ)鳥取県内で特別支援学校の講師をしていたが、小学校講師をすることとなった。
(ウ)新たに中学校教員免許状を取得し、初めて中学校講師をすることとなった。 など

教員免許更新各種証明書には、「更新講習確認証明書」「免許更新講習免除証明書」「修了
確認期限延期証明書」の種類があります。各自の申請状況によって異なりますので、該当の
証明書の写しを提出してください。

※2 雇用保険被保険者番号の分かるもの
…雇用保険被保険者証又は被保険者番号が確認できる書類の写し(被保険者番号が分からない方は、最寄りのハローワークへお尋ねください。)

※3 会計年度任用職員の⑤学校栄養職員の育児短時間勤務後補充(行政職)については、栄養士免許状の写しを提出

※4 県における年末調整を希望する会計年度任用職員(非常勤職員・講師等)については、勤務開始後、給与・勤怠管理システムにより「扶養控除等(異動)申告書」
及び「所得税区分申請」を提出することで、甲欄適用で源泉徴収します。
(収入が県から支給される報酬のみであり、確定申告を行わない予定の者等を想定)

※5 県における年末調整を希望しない会計年度任用職員(非常勤職員・講師等)については、「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」の提出は不要です
が、乙欄適用で源泉徴収します。
(収入が県から支給される報酬以外にもあり、改めて本人で確定申告を行う予定である者等を想定)

☆その他、不明な点がある場合は、所管の教育局学事担当にお尋ねください。4月1日以降は、令和6年度勤務する学校へ直接お尋ねください。